○農林水産省告示第二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十八年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月四日

農林水産大臣　森山　裕

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三三三七、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三〇七七、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二二二〇、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一三三一、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二〇五、〇〇〇円

○農林水産省告示第三号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二八〇、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二五七、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一四九、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、九〇、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一四七、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までとする。

○農林水産省告示第四号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十八年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

種類	数量
加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）	一、七八〇千トン
加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳	五二〇千トン

二　加工原料乳の補給金単価

種類	単位	補給金単価
加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）	一キログラム	一二・六九円
加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳	一キログラム	一五・二八円

○国土交通省告示第一号

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

指定する市町村　神奈川県横浜市

○国土交通省告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1304	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「静岡駅前南町10地区第一種市街地再開発事業」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	静岡駅前南町10地区市街地再開発組合　理事長　宮城　達郎	静岡県静岡市駿河区南町10番6号　村上駅南ビル5階	平成27年12月15日

○国土交通省告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の十六の項住所欄中「三川町七番一号」を「八丁堀十五番八号」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「三川町七番一号」を「八丁堀十五番八号」に改め、同表の二十五の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十五年十一月二十五日」を「平成二十七年十二月十一日」に改める。

○国土交通省告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

別表に次のように加える。

十六	株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県及び三重県の全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）	平成二十七年十二月十一日	指定をした日から五年間

○国土交通省告示第五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第三項の規定に基づき、港湾管理者を次のとおり告示する。

平成二十八年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

網走市　根室市　紋別市

○環境省告示第一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月四日

環境大臣　大塚　珠代